

平成24年第3回与論町議会臨時会

会 議 録

平成24年8月13日

与 論 町 議 会

平成24年第3回与論町議会臨時会会議録

平成24年8月13日（月曜日）午前 9時59分開会

1 議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第43号 財産の取得について（消防ポンプ自動車CD-1FQ型購入契約）

第4 議案第44号 工事請負契約について（一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事）

第5 議案第45号 図書館システム機器更新業務委託契約について

2 出席議員（11人）

1番 川村武俊君	2番 林隆寿君
3番 供利泰伸君	4番 福地元一郎君
6番 本畑敏雄君	7番 坂元克英君
8番 喜村政吉君	9番 野口靖夫君
10番 麓才良君	11番 大田英勝君
12番 町田末吉君	

3 欠席議員（0人） 欠員（1人）

4 地方自治法第121条による出席者（6人）

町長 南政吾君	教育長 田中國重君
総務企画課長 元井勝彦君	環境課長 福地範正君
教育委員会事務局長 竹沢敏明君	町立図書館長 南秀哲君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川畑義谷君	係長 朝岡芳正君
------------	----------

開会 午前 9時59分

- ○ -----
- 議長（町田末吉君） ただいまから、平成24年第3回与論町議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

----- ○ -----

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（町田末吉君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、2番林隆壽君、10番麓才良君を指名します。

----- ○ -----

日程第2 会期の決定

- 議長（町田末吉君） 日程第2、「会期決定の件」を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日に決定しました。

----- ○ -----

日程第3 議案第43号 財産の取得について（消防ポンプ自動車CD-1FQ型購入契約）

- 議長（町田末吉君） 日程第3、議案第43号、財産の取得について（消防ポンプ自動車CD-1FQ型購入契約）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（南 政吾） よろしくお願ひいたします。議案第43号、財産の取得について（消防ポンプ自動車CD-1FQ型購入契約）の提案理由を申し上げます。

消防ポンプ自動車CD-1FQ型購入契約について物品売買契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年与論町条例第18号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めます。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。
これから、質疑を行います。

- 議長（町田末吉君） 9番。

- 9番（野口靖夫君） やばな質問かもしれませんが、確認の意味でお聞かせ願ひたいと思います。これは、与論町で購入するわけですよね。沖永良部の本署の機材の場合、和泊町の車庫に置く場合は和泊町が購入して、知名町の車庫の中に置く場合は知名町が購入すると。そういうことになっているのですか。どうですか。

- 議長（町田末吉君） 総務企画課長。

- 総務企画課長（元井勝彦君） 区名で購入する場合は、負担金がございますので、その中でそれぞれ購入しております。各市町村で買うというわけではありません。今回は町単の備品として購入するということです。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） そこで私が申し上げたいのは、本署にあるのはほとんど組合で買っていると思うのです。与論の場合は、分遣所になっていて、負担金は3町同じように払っているわけですね。本署に。こういうものを購入するときは、本署のほうを全体で負担して、分遣所の場合は、与論町が多く負担するというような形になっているのではないかと推測するわけです。今の時点で。だけど、私がそれを確認するのは、私が消防議員として、広域事務組合の議員として、昭和59年からだいたい3期ぐらいしてきましたけれども、そういうふうになっているわけです。実態は。だからそういうときに、できれば負担金は全部納めているわけだから、できるだけ全部で負担して、この広域の中で使うというふうにもっていくべきではなかろうかをつくづくその頃から思っていたわけです。だからその件に関しての確認の意味で質問をしているのですから、そこら辺をどう思われますかということです。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 広域の組合で買う場合には、負担金をもとにしてその財源で購入しております。ですから、分遣所に置く手段につきましても広域のほうで購入して分遣所に置くということになっております。今回の件につきましては、与論の消防団員が使う消防ポンプ車でございまして、広域とは全然違う備品でございまして、町で購入する備品でございまして。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（野口靖夫君） これは、今回認められますとだいたいいつ頃機材がここに到着する予定ですか。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 特殊な車両でございまして、2月を納期としてみております。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

○議長（町田末吉君） お諮りします。議案第43号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号、財産の取得について（消防ポンプ自動車CD-1FQ型購入契約）を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、財産の取得について（消防ポンプ自動車CD-1FQ

型購入契約)は可決されました。

----- ○ -----
日程第4 議案第44号 工事請負契約について(一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事)

○**議長(町田末吉君)** 日程第4、議案第44号、工事請負契約について(一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事)を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○**町長(南 政吾)** 議案第44号、工事請負契約について(一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事)の提案理由を申し上げます。

一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事について工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年与論町条例第18号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求めます。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○**議長(町田末吉君)** 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

○**議長(町田末吉君)** 9番。

○**9番(野口靖夫君)** この議案に対して、反対するつもりで質問をするわけではありません。むしろ賛成の意味で質問をするわけです。それを確認してから申し上げたいと思いますが、ここまでこぎつけた担当課長や職員に対して私は感謝を申し上げたいと思います。町長以下本当に頑張ってこられたと思います。この問題は火葬場と同じように、全町民が非常に賛成なのです。ですが、各論に対してはどこに造ろうかということで、大変な議論を巻き起こし、火葬場もやっとの思いでできたわけです。ということは、この処理場もそれと全く同じではないかと思います。だから、私はここまでこぎつけた職員に対して、執行部の皆さんに感謝申し上げたい。それと、地域の方々を理解していただいたからここに施工できたわけで、地域の方々や特に立長集落の方々には感謝申し上げたいと思います。そこで、1番大切なことは、100パーセント安全というものはありません。これは今回の東日本大震災でも分かるように、100パーセント大丈夫だということはないのです。ところが、地震が起きたりして、1番下の底盤であるところから亀裂が生じて、汚水が流出して海に流れ出す。これを1番心配しているわけです。だから、これに対応できるような設計がなされていると思いますが、1番大事なことは、造る段階で担当者である環境課の職員が、現場と施工業者とでじっくり見て確認して、監督して検査体制をしっかりとやっていかないと、亀裂が生じかねないのです。そういうことから1番町民が心配しているのは、そこだということです。だから、その検査体制とかはどのようにしていこうと思っておられるのか。確認の意味でお聞かせ願いたいと思います。

○**議長(町田末吉君)** 環境課長。

○**環境課長(福地範正君)** ただいまの御質問にお答えします。御質問の内容は今後施工される最終処分場の工事監理体制のことだと思いますが、環境課といたしましては、工事監理を委託発注しております。その業者とともに常に現場を確認しながら、特に

基礎部分の施工に関しましては、従来から町民各位が心配されている部分でございますので、工事監理をされる業者と環境課が連携を取りながら十分に協議し、安全を確認した上で施工してまいりたいと思います。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） ただいまの質疑に関連してお伺いいたします。設置した後の監視体制について確認をいたします。それともう1点。立地条件として確認をしておりますが、本町の清掃センターができた当初に焼却灰を清掃センターの前で処理していたときに、清掃センターの周辺は、地下水がタンブから大金久の水管につながっていて、地下水汚染が非常に懸念されることから、与論町の地形を想定してみた場合に現在予定されている兼母地区の水管は盆地の地形になっていて、大きな面に広がっていない。それと外洋に面しているのも、もし地下から外洋のほうに流出した場合でも、外洋で拡散するというので、大きな影響はない。与論町を見渡した場合に、こういう観点から、焼却灰の処理場が向こうのほうが適当であるという判断の上で、当時向こうのほうに焼却灰の処理場を持っていったのですが、今回の最終処分場の設置についてもそういう立地条件の観点を加味されていると思いますが、その点を2点確認いたしたいと思います。

○環境課長（福地範正君） お答えいたします。1点目は監視体制ということですが、最終処分場の監視体制につきましては、地下水の上流と下流の2箇所にモニタリング井戸を設置し、定期的に観察して、地下水の状況に変化がないか、処分場から漏れ出ているような物質が含まれていないかということで、確認が義務づけられております。そういうことで、本町の場合も既に予定地の周辺に4箇所のモニタリング井戸を設置しております。完成した後は、その4箇所のモニタリング井戸を有効に活用しながら、地下水の水質に変化がないか十分に確認し、その管理運営に当たっていきたくております。それともう1点。用地の設定といたしますか、決定でありますけれども、平成21年度に茶花集落・立長集落そして町全体向けにということで、中央公民館で最終処分場の用地選定を含めての地域懇談会を設けました。そのときに、地下水に関しては心配だといったような意見が多数寄せられまして、3つの候補地があったわけですが、その中で特に地下水に影響がないような場所、そしてまた万が一漏れた場合にはそれがすぐ外洋に出て拡散される場所が良いのではないかという意見が多数ありまして、3つの候補地の中からこのような条件を満たすところは、現在のリサイクルセンター隣の用地が1番ふさわしいのではないかということで、現在の用地が選定され、準備がなされて、現在に至っております。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（野口靖夫君） それともう1点。現在地は海拔10mと非常に低い地区になります。東日本大震災のようなことを想定した場合に、もしいろいろなことがあった場合の安全管理というものも、これは一般廃棄物最終処分場に限らず、与論町全体の防災計画の中で配慮されるべきであると思いますが、そういう点も配慮していただきたいと要請しておきます。以上です。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 1点だけお伺いしたいと思います。この契約の方法が指名競争入

札となっておりますが、何社ぐらいの指名でしょうか。

○議長（町田末吉君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） 指名業者の数は、6業者となっております。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

○議長（町田末吉君） お諮りします。議案第44号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号、工事請負契約について（一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事）を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、工事請負契約について（一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事）は可決されました。

----- ○ -----

日程第5 議案第45号 図書館システム機器更新業務委託契約について

○議長（町田末吉君） 日程第5、議案第45号、図書館システム機器更新業務委託契約についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾） 議案第45号、図書館システム機器更新業務委託契約について、提案理由を申し上げます。

図書館システム機器更新業務委託契約について、業務委託契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提出するものです。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

○議長（町田末吉君） お諮りします。議案第45号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号については、委員会付託を省略することに決定しました。
これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号、図書館システム機器更新業務委託契約についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、図書館システム機器更新業務委託契約については可決されました。

----- ○ -----

○議長（町田末吉君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第3回与論町議会臨時会を閉会します。

----- ○ -----

閉会 午後10時19分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 町田末吉

与論町議会議員 林 隆壽

与論町議会議員 麓 才良